

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成17年6月27日	不動産番号	2804000606849
所在図番号	余白				
所在	鹿足郡津和野町大字中座字千代留 イ34番地3			余白	
	鹿足郡津和野町中座字千代留 イ34番地3			平成17年9月25日行政区画変更 平成17年10月4日登記	
	鹿足郡津和野町中座 イ34番地3			平成26年12月22日小字廃止 平成27年10月30日登記	
家屋番号	イ34番3の1			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺平家建	67.39		昭和55年3月28日新築	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年6月27日	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	2.94		余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年6月21日 第656号	原因 平成3年3月10日売買 所有者 島根県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年6月27日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

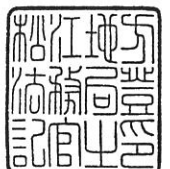
(松江地方法務局益田支局管轄)

令和7年6月6日

松江地方法務局

登記官

高島尚司



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K24761 - (-1/3)

1/1

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成17年6月27日	不動産番号	2804000606850
所在図番号	余白				
所在	鹿足郡津和野町大字中座字千代留 イ34番地3			余白	
	鹿足郡津和野町中座字千代留 イ34番地3			平成17年9月25日行政区画変更 平成17年10月4日登記	
	鹿足郡津和野町中座 イ34番地3			平成26年12月22日小字廃止 平成27年10月30日登記	
家屋番号	イ34番3の2			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺平家建	67.39		昭和55年3月28日新築	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年6月27日	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	2.94		余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年6月21日 第656号	原因 平成3年3月10日売買 所有者 島根県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年6月27日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(松江地方法務局益田支局管轄)

令和7年6月6日

松江地方法務局

登記官

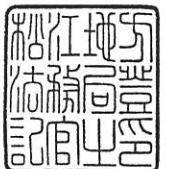
高島尚司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K2476-1 (-2/3)



表題部 (主である建物の表示)		調製	平成17年6月27日	不動産番号	2804000606851
所在図番号	余白				
所在	鹿足郡津和野町大字中座字千代留 イ34番地3			余白	
	鹿足郡津和野町中座字千代留 イ34番地3			平成17年9月25日行政区画変更 平成17年10月4日登記	
	鹿足郡津和野町中座 イ34番地3			平成26年12月22日小字廃止 平成27年10月30日登記	
家屋番号	イ34番3の3			余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	コンクリートプレハブ造スレート葺2階建	1階	55	46	昭和55年3月28日新築
		2階	55	46	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年6月27日	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	5	97	余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成12年11月21日 第10223号	原因 平成12年9月10日売買 所有者 島根県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年6月27日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

(松江地方法務局益田支局管轄)

令和7年6月6日

松江地方法務局

登記官

高島尚司

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K24761-(-3/3)

